

北陸地方における鳥獵文化の変遷に関する研究

山本 充

はじめに

富山県と石川県および岐阜県の山間部にかけて、シベリアから日本海を渡ってくるツグミなどの小型の渡り鳥を網などで捕獲し、それを食することが行われていた。戦後、この鳥獵の禁止措置に伴って、こうした鳥獵の技術（網、罠、場所の選定など）や捕獲した鳥の加工方法など鳥獵文化は消失しつつあるといえる。また、鳥獵がいつどのようなかたちで行われ変容してきたのか、その最盛期はいつであったのか、日本における他の鳥獵の盛んな地域とどのような関係をもっていたのか、また、北陸地方の狩獵文化および食文化の中において、小型鳥類がどう位置づけられるのか、鳥類の獵を巡る課題には事欠かない。

これまで狩獵に関しては、さまざまな分野で多くの研究の蓄積をみているが、主としてクマやイノシシといった獣類の狩獵に関するものであり、鳥類に関する狩獵に関してはあまり注意が向けられてこなかったように思われる。ここでは、鳥類の狩獵、鳥獵の対象として、生息環境から水鳥と陸鳥にわけることができるが、なかでも、広範囲の地域において一定の位置を占めてきたと考えられる陸鳥の狩獵に焦点をあて、北陸地方におけるその歴史の変遷を追うことを目的とする。

日本における鳥獵と北陸地方の位置づけ

鳥獵は、獣類の狩獵と比較して、必要とされる技術水準が低いこと、狩獵に関わる儀礼などが少ないこと、活動の単位が小さいこと、活動の空間が狭いこと、多活動との競合が少ないこと、人間の生活空間と重なり合うことなどの特徴をもつ。こうした特徴は、人間にとって鳥獵をより身近なものとしてくれる。

実際、1937年の狩獵統計によると、捕獲数はもちろんのこと、価格においても鳥類が獣類を上回っている。鳥類においてより多いと考えられる申告されない捕獲数を考慮すると、その差はよりいっそう大きくなるといえよう。

同狩獵統計によって、当時の日本における鳥獵の分布をみると、捕獲数の多い地域は、北陸を含む岐阜県、長野県を中心とする中部地方であり、次いで北関東から南東北にかけての地域である。これらの地域では、網、わなによる狩獵を許可された甲種免許が多く発行されており、鳥獵が、主として網やわなによって行われていたことがわかる。

個々の種類の鳥についてみると、スズメは関東から東海にかけての太平洋側で捕獲数が多く、ハトは九州と関東を中心として両地域を結ぶ太平洋岸で、ヒヨドリは中部以西の西日本一帯に、カモは千葉や新潟など局所的に点在して捕獲されている。さらにツグミやシロハラは中部地方で集中して捕獲され、九州でも量は少なくなるが捕獲地域がみられ

る。アトリの捕獲では岐阜県と長野県が突出し、カシラダカは中部地方日本海側から南東北にかけて捕獲され西日本では捕獲がみられない。こうした分布は、それぞれの鳥類の狩猟期である冬季の生息地を示していると考えられる。

江戸時代の北陸地方における鳥猟の動向

江戸時代の加賀藩では、1659(万治 2)年に金沢で、そして 1665(寛文 5)年に石川・河北郡で天之網禁止令がだされたように、初期の頃にすでに、網を用いた鳥猟が行われていたことが明らかである。この天之網は、いわゆる霞網とは異なりものと推察されるが、その実

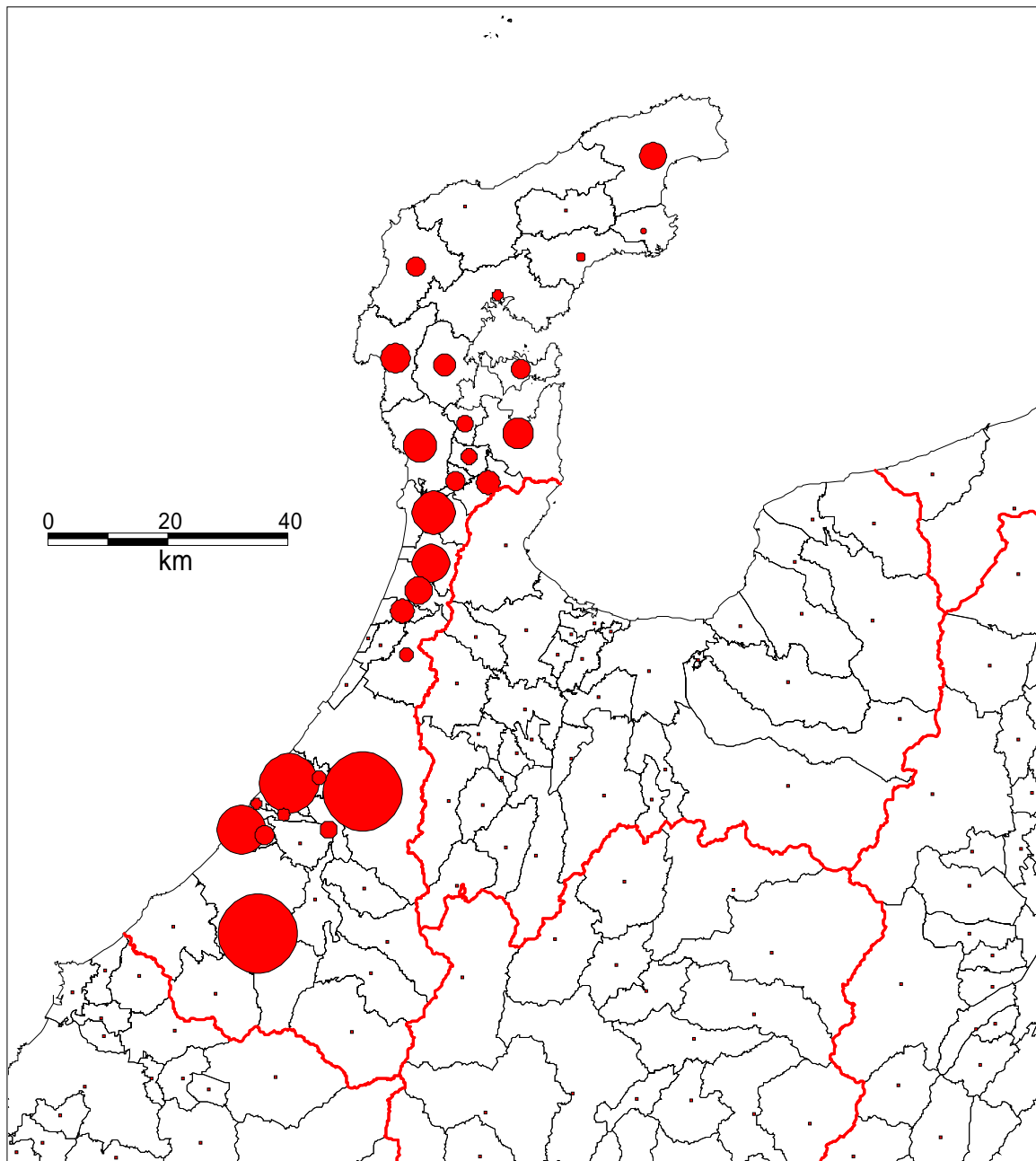


図 1 1670(寛文 10)年における鳥役の分布 (「加能越三箇国高物成帳」より作成)

態は明らかではない。その後も、藩士によって、「鳥構」という名称のもとに鳥獵が行われていたことが知られる。武士による鳥獵は、生業と言うより武芸としてなされており、1823（文政3）年に、鳥構の禁止令がだされたことをはじめとして、たびたび禁止令が発布されており、実際には、盛んにそれが行われていたことを示していよう。

武士による鳥獵以外に、農民によっても鳥獵が行われていたことを、「加能越三箇国高物成帳」の小物成「鳥役」からうかがい知ることができる。図1は、この鳥役を納めた村々とその額を、現市町村（平成の大合併以前）を単位として集計し現したものである。これによると現金沢市から小松市にかけて大きな額の鳥役が納められており、この地域で鳥獵が行われていたことがわかる。

とりわけ多くの鳥役を納めていたのは、現小松市の長野田・八幡・吉竹、能美市（旧根上町）中庄・赤井、現金沢市大場・戸水などである。これらは、里方の村であり、表1にもみられるように、里方における額が最も多くを占めていた。一方で、山地に位置する村々では、とりわけ奥山方ではその額は、比較的多くはなく、鳥獵は山地内部と言うより、山麓や平地部で主として行われていたことを示唆している。また、沿岸の村々における鳥役は、カモなどの水鳥の獵によるものである。

もうひとつの分布地域は、能登半島、とりわけ宝達山西麓一帯であった。現羽咋市、羽咋郡の村々で鳥獵が行われていた。羽咋では、邑知潟における水鳥の獵の占める比率が大きい。

一方で、越中において鳥役を納める村はみられなかった。実際には行われていたのか、あるいは、禁じられていたのか、今後の検討が必要である。

表 1 1670(寛文 10)年における立地別の鳥役高（「加能越三箇国高物成帳」より作成）

立地	匁	立地	匁	立地	匁
奥山方	134	山方・里方・浦方	62	海辺川入間所	9
山方	248	片山浦方	161	海辺方	46
片山方	455	片山海辺方	32	砂浜続	48
山方・里方	181	里方・浦方	245	福野潟縁	50
片山方・里方	279	里浦方	77	片山邑知潟縁	85
里方	2420	浜方	7	邑知潟縁	44
				邑知潟縁浦方	60

明治時代の北陸地方における鳥獵の動向

明治期以降、行政組織と行政単位が安定する中期まで鳥獵に関する資料は乏しい。比較的、狩獵関係の統計資料のある富山県についてみると、県統計書が刊行される初期の1883(明治 16)年、銃獵人員が、213 人であった。しかしながら、網やわなによる獵の記録はない。しかしながら、1888(明治 21)年の同統計書の「商業諸会社」の項において、魚鳥

売買をする魚鳥会社が、1882(明治 15)年に富山東四十物町に、1880(明治 13)年に高岡檜物屋町に設立され、同年に至っていることが示されている。魚と同様、鳥も市場において取引されていたことが明らかである。明治 20 年代、富山県では、売肉営業をする業者の数は、100 から 200 前後へと増加し、明治 30 年代においては、300 を超えるようになる。これは、肉食が普及してきたことに伴うと考えられるが、こうした食生活の変化が、鳥類への需要も増加させたとも考えられる。

表 2 富山県における狩猟甲種免許下付数の変化

(「富山県統計書」により作成)

	明治	甲種免許
1899	32	157
1900	33	164
1901	34	203
1902	35	250
1903	36	315

網やわなをもちいた猟を許可する甲種免許の発行は、1899 年以降、統計に示されるようになる。これによると、それ以降、急激に発行数が増加しており、銃以外による猟、網などをもちいた鳥猟が普及していったことが伺える。

大正・昭和初期の北陸地方における鳥猟の動向

富山県では、明治後期から大正にかけて、狩猟関係の項目が統計から抜け落ちるが、1915(大正 4)年から復活する。そして、1921(大正 11)年の統計から、鳥類の種類毎の捕獲数量と価格が現れてくる。このことはとりもなおさず、鳥類の猟がこの時期頃から盛んに行われ、経済的にも一定の位置を占めるようになったことを示している。

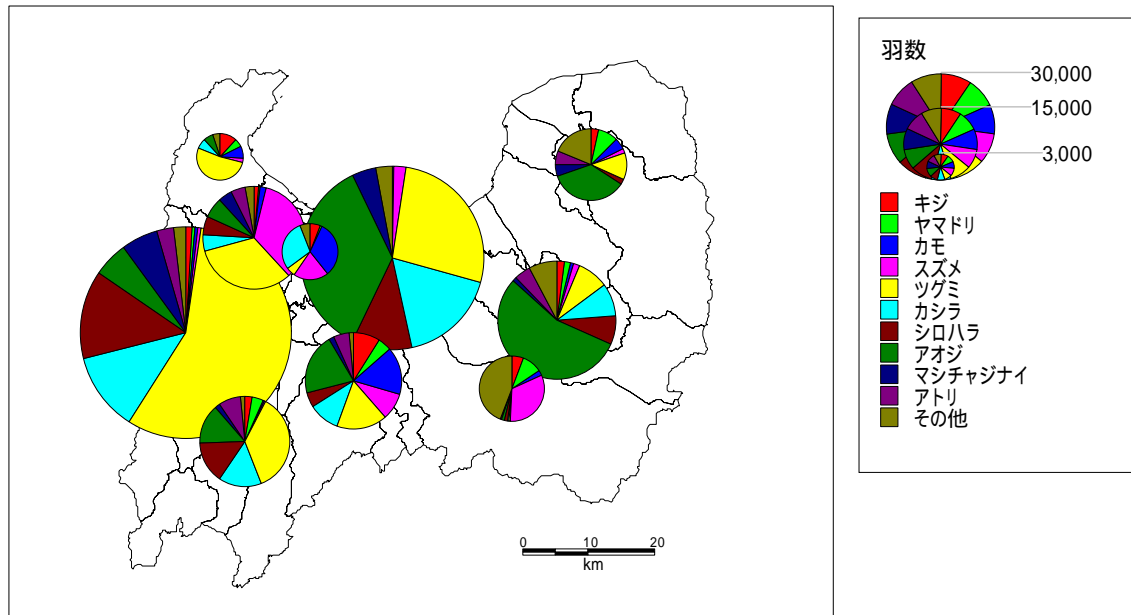


図 2 1922(大正 11)年における鳥猟の分布(「富山県統計書」により作成)

図2は、当時の富山市、高岡市、および各郡単位で主要な捕獲鳥類の捕獲数の分布を示している。これによると、西礪波郡でもっとも捕獲数が多く、この地域が富山県においても鳥獵の中心であったことがわかる。次いで、富山市であるが、当時の富山市域で行われていたものか、富山市在住者が他地域に出向いて行ったものか、検討を要する。

種類別で見ると、西礪波郡を中心とする県西部においてはツグミが多くの割合を占めており、一方、県東部においては、アオジの比率が高くなる。むろん、年による変動があるが、それぞれの生育環境の差異を反映していると思われる。

・おわりに

第二次大戦後、占領軍スタッフ、オースチン博士の勧告にもとづき、ツグミ、アトリなどをはじめとして狩猟鳥が半減され、カスミ網の利用も禁止された。同時に、鳥類保護団体が成長するなど、鳥類保護思想が広まっていく。こうした中で「日本野鳥の会」を創設した中西悟堂が、鳥獵の盛んであった北陸石川県出身であることは興味深い。

今後さらに、環日本海地域における鳥獵文化の実態を把握することを通して、その中における北陸地方の鳥獵文化の位置、環日本海における鳥獵文化の特色、文化交流が明らかとされよう。